



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

第27回ゼロ災55無災害運動

スローガン 災害は「慣れ」と「油断」と「気のゆるみ」
 いつも初心で55ゼロ災

平成27年11月7日(土)～12月31日(木)

ゼロ災55無災害運動は、年末に向け、ゼロ災55無災害運動期間(本年11月7日から12月31日までの55日間)での鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指した独自の取組で、平成元年度から毎年度実施し、本年度で27回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様方には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

◎ゼロ災55「5つの柱」

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

◎事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行

- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・安全「見える化」ととり運動の取組
- ・危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

経営者のための「メンタルヘルス講座」が開催されました —ストレスチェック制度が始まる前に—



鳥取労働局と鳥取産業保健総合支援センター共催により、10月2日(中部)、7日(東部)、9日(西部)の3会場で企業経営者等を対象とした「メンタルヘルス講座」が開催されました。

精神障害を理由とする労災認定件数が増加

していることを背景に、仕事に起因するストレスへの気づきと職場環境の改善を目的としたストレスチェック制度が創設され、本年12月1日から施行(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)されます。

これまで鳥取労働局が開催した数回のストレスチェック制度の説明会においては、たいへん多くの企業の担当者の出席があり、この新しい制度に対する関心の高さが感じられるところでした。

しかし一方、鳥取労働局が毎年実施しているメンタルヘルス対策実施アンケートでは、「取り組み方が分からない。」と回答する企業は依然と多く、労働者30人以上の4割の企業で何らの取組も行っていない状況にあります。

メンタルヘルス対策は、経営トップの決断と強いリーダーシップがなければ効果的に進めることができないことから、ストレスチェック制度に関心が集まっているこの時

期に「メンタルヘルス講座」が開催されたものです。

講座では、「企業経営におけるメンタルヘルスマネジメント」と題して産業心理相談室 芦村浩 氏の講演がありました。芦村氏からは、メンタルヘルス不調者が発生する原因、メンタルヘルス問題が及ぼす企業リスクと対策、効果的なメンタルヘルス対策の進め方など経営者として必要な知識や損害賠償事件の解説など実践的な説明が行われました。

その後、鳥取労働局労働基準部健康安全課 國政労働衛生専門官から、ストレスチェック制度の概要について説明がありました。

また、東部会場と西部会場では、これまでに開催した「ストレスチェックセミナー」で定員オーバーのため参加しただけなかった方々のために、午前中の「メンタルヘルス講座」に引き続いて午後から、同じ会場で追加の「ストレスチェックセミナー」が開催されました。

「ストレスチェックセミナー」では、2会場で191人の方の参加がありましたが、今回も定員を上まわる参加希望があったため、平成28年2月にさらに追加のセミナーが開催されることとなりました。追加セミナーの開催予定は次のとおりです。

平成28年2月19日(金) とりぎん文化会館 午後2時～4時
 平成28年2月26日(金) 米子コンベンションセンター
 午後2時～4時

参加申し込みは、鳥取産業保健総合支援センターのホームページからお申し込みください。

鳥取産業保健総合支援センターのホームページアドレス
http://www.tottori-sanpo.jp/?page_id=74

鳥取労働局長が社会福祉施設を視察 —社会福祉施設の腰痛の増加を背景に—

河野純伴鳥取労働局長は全国労働衛生週間の期間中である10月6日(火)に、松田佐恵子鳥取県福祉保健部長とともに、鳥取市浜坂にある社会福祉法人こうほうえん いなば幸朋苑・新しいなば幸朋苑を視察しました。

この視察は、社会福祉施設で業務中の腰痛が増加している中で、腰痛予防対策やメンタルヘルス対策などの社会福祉施設が抱える課題に対する積極的な取組を県内の各福祉施設へ発信することを目的に行ったものです。

視察では、まず、こうほうえん理事加藤総合施設長からあいさつが行われ、その後、いなば幸朋苑作業療法士佐野主任から、



あいさつを済む加藤総合施設長

『腰痛予防「これだけ体操」の定着』と題したいなば幸朋苑の腰痛対策委員会1年6か月の活動報告がありました。

いなば幸朋苑では、関東労災病院勤労者筋・骨格系疾患研究センター長



腰痛対策の取組を説明する佐野主任

松平浩 氏の腰痛予防対策の指導を受けて腰痛対策委員会を立ち上げ、全職員を対象とした腰痛に関する実態調査と「これだけ体操」の指導を行った結果、非特異的腰痛者が平成25年5月には11%であったのが、1年6か月後には2.9%まで減少したと報告がありました。

続いて、いなば幸朋苑ケアハウス中尾施設長の案内で、いなば幸朋苑と新しいなば幸朋苑を視察しました。

視察では、高さが調節できるベッドを設置して、利用者の移乗作業に伴う作業員の腰への負担を軽減させるとともに、利用者の離床が楽になって社会復帰への意欲が促されていること、入居者の個室にトイレを設置して排泄作業を行うことで作業員の腰への負担となるおむつ替えの作業をなくし、同時に入居者の衛生面の向上やプライドの保護になったこと、要介護者の移乗にスライディングシートを使用することで作業員の腰への負担の軽減を図り、要介護者の床ずれの解消に繋がったことなどの説明を受けました。



幸朋苑の個室を視察

視察後に意見交換を行い、腰痛予防対策が単に作業員の腰への負担を軽減するだけではなく、利用者へのサービスに繋がっていること、作業員への腰痛予防対策を利用者へのサービスのためと指導してその徹底を図っていること、「これだけ体操」の継続やメンタルヘルス対策の取組は、トップの決断が重要であることなどを確認して視察を終了しました。



視察後の意見交換

鳥取労働局では、この視察を通じて得た情報を他の施設にも紹介して取組を促していくために、「見える化」への掲載や職員への研修を企画することとしています。

鳥取労働局では、この視察を通じて得た情報を他の施設にも紹介して取組を促していくために、「見える化」への掲載や職員への研修を企画することとしています。

鳥取労働局では、この視察を通じて得た情報を他の施設にも紹介して取組を促していくために、「見える化」への掲載や職員への研修を企画することとしています。

平成27年度「均等・両立推進企業表彰」

—ファミリー・フレンドリー企業部門「鳥取労働局長奨励賞」—

厚生労働省では、「仕事と育児・介護との両立を支援する取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業に対し表彰を行っています。

本年度は、シャープ米子株式会社が、ファミリー・フレンドリー企業部門「鳥取労働局長奨励賞」として表彰されました。

〔表彰理由〕

- ・平成26年度に次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん)取得
- ・育児休業制度について、子が1歳到達後の3月末まで、又は1歳6ヵ月に達するまで取得可能
- ・連続3日以上育児休業を取得した場合、開始日から10日間(所定労働日)は有給
- ・育児休業の利用状況は、過去3年間、女性1名(取得率100%)、男性5名(取得率14.3%)。男性のうち1名は90日間取得。
- ・介護休業制度について、対象家族1人につき通算2年(暦日)以内取得可能、分割取得可能。

- ・介護休業の対象家族について、祖父母・兄弟姉妹・孫について法定の同居かつ扶養の要件無し
- ・その他法を上回る育児・介護のための諸制度あり
- ・半日単位での年次有給休暇制度や子の看護・家族の介護を目的とした積立休暇、配偶者出産時の有給休暇制度あり。

両立推進企業



左より、シャープ米子(株)堀田取締役総務部長、河野鳥取労働局長

「女性活躍推進法」が成立

～301人以上の企業はH28.4.1までにご準備を！～

女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせることなく着実に前進させるべく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年8月28日に成立、9月4日に公布されました。

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者の数（※）が301人以上の事業主に対して、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行うことを義務づけています（300人以下の事業主は努力義務）。

また、行動計画の策定等を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

さらに、行動計画の策定等に取り組んだ企業を対象とした「女性活躍加速化助成金」がスタートしました。

今般、鳥取労働局では、右表のとおり説明会を開催することとしており、詳細は鳥取労働局ホームページに掲載されています。

なお、厚生労働省ホームページには「女性活躍推進法特集ページ」が開設されており、特集ページではQ&A形式で事業主の皆さまからの女性活躍推進法に係る質問に回答するとともに、女性活躍推進法等に関する最新の情報が随時掲載されます。鳥取労働局ホームページに特集ページへのリンクが掲載されていますので、是非そちらも活用ください。

（※）パートや契約社員等の非正規労働者であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含む。

《女性活躍推進法説明会》

日 時	場 所	定員※
平成27年 12月7日(月) 13:00～15:00	米子コンベンションセンター 第1会議室	40名
平成27年 12月9日(水) 13:30～15:30	倉吉未来中心 セミナールーム2	25名
平成27年 12月10日(木) 13:30～15:30	とりぎん文化会館 第4会議室	55名
平成28年 1月13日(水) 13:30～15:30	とりぎん文化会館 第2会議室	100名

お問い合わせ先：

鳥取労働局雇用均等室

Tel：0857-29-1709

<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

※参加申込書は鳥取労働局ホームページからダウンロードできます。

※各会場とも定員になり次第、受付は締め切りとなります。

鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
1時間 693円	平成27年10月4日

1 鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

2 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

② 臨時に支払われる賃金

③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金

④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

3 電子部品等製造業（略称）と各種商品小売業については、鳥取県最低賃金とは別に産業別最低賃金が決められています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（TEL 0857-29-1705）又は各労働基準監督署にお問合せ下さい。

『くるみん』5社認定～通知書交付式が行われました～

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）において、常時雇用する従業員が101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るために、一般事業主行動計画を策定することが義務とされています。（100人以下の企業は努力義務）

次世代法では、この策定した計画の目標を全て達成し、一定要件を満たすと、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

この認定を受けると“くるみん”マークを名刺や自社商品等に表示することができ、「子育てサポート企業」として広くPRすることができます。

また、次世代法は平成27年4月に改正施行され、法律の有効期限が平成37年3月末まで伸びるとともに、新たな特例認定（プラチナくるみん認定）制度が創設されています。

鳥取県内では、平成27年8月に、「山陰スバル株式会社」（米子市）、「株式会社井木組」（東伯郡）、「馬野建設株式会社」（東伯郡）、「社会医療法人明和会医療福祉センター」（鳥取市）、「日ノ丸産業株式会社」（鳥取市）が認定を受けました。5社のうち井木組、馬野建設、明和会は2度目の認定です。これで、県内における認定企業は14社（うち3社は2度目の認定）となります。

計画期間内に、山陰スバルは毎週火曜日のノー残業デーを実施、井木組は5名の男性が看護休暇を取得、馬野建設は子ども出生時の父親の有給特別休暇を3名取得、明和会は男性の育児休業を3名（延べ4回）取得、日ノ丸産業は年次有給休暇の利用促進を図るリフレッシュ休暇として長期休暇取得計画を導入する等、各社積極的に子育て支援対策に取り組まれました。

これを受け、9月30日、鳥取労働局にて、くるみん認

定通知書交付式が開催されました。交付式の後は各企業代表と河野鳥取労働局長、廣瀬雇用均等室長との座談会が行われ、各企業の取組、今後の課題等について話し合われました。

皆様方の企業でも、是非、この取組を進めて「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を目指しましょう！
詳しくは、鳥取労働局雇用均等室（☎ 0857-29-1709）までお問い合わせください。



右から山陰スバル(株) 安達取締役営業支援部長、(株)井木組 井木代表取締役、廣瀬雇用均等室長、河野鳥取労働局長、(社医)明和会医療福祉センター 岩永常務理事、日ノ丸産業(株) 森下代表取締役社長、馬野建設(株) 馬野代表取締役社長



11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。この一環として、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施することとしています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態が認められます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消のために、以下の事項に取り組みましょう。

過重労働による健康障害を防止するために

- ① 時間外・休日労働時間の削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ① 労働時間適正把握基準を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。